

米国の酒類の輸入等に係る規制等の情報

平成 29 年 3 月
国税庁

目 次

第 1	輸入申請手続	1
1	輸入申請に必要な書類	
2	酒類の成分等の分析事項	
3	申請手続を通じて要する経費・時間、提出機関	
第 2	販売に関する規制	5
1	免許の種類及び取得方法	
2	酒類の販売に必要な規制機関への登録	
3	業務形態、用語の定義	
4	免許取得のための基本要件	
5	免許取得のための前提条件	
6	申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件	
第 3	商品に関する規制	14
1	ラベル記載項目	
2	表示禁止事項	
3	ボトル・キャップ	
4	ラベル認証申請について	
第 4	食品衛生に関する規制	15
1	汚染物質	
2	微生物及び添加物に関する規制	
3	製造者登録又は製造施設の認証制度	
4	賞味期限	
5	食品衛生関係表示	
第 5	酒類に課せられる税	17
1	米国における酒税の概要	
2	関税	
3	連邦税	
4	州税・自治体税	
第 6	小口輸送に関する規制	22
第 7	インターネット販売	23
第 8	規制等による実務的な課題	24
第 9	その他	25

第1 輸入申請手続

1 輸入申請に必要な書類

(1) 輸入業許可申請書の取得先機関・団体等

財務省の酒類タバコ税貿易管理局 (Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau : TTB)

(参照 Web 情報)

TTB のトップページ : <https://www.ttb.gov/index.shtml>

- ・ 米国への瓶詰アルコール飲料の輸入
(Importing Bottled Alcohol Beverages Into the United States) (TTB) ¹
- ・ どのようにして清酒を輸入するのか? (How Do I Import Saké?) (TTB) ²
- ・ 米国での清酒の取り扱いについての説明(Saké)³

(注意点)

- ・ 日本から清酒を含む酒類を米国に輸出するためには、米国の連邦政府及び州政府の許可や免許を申請・取得する必要がある。また、新たな銘柄の取扱いを開始する際にも、連邦政府が定める検査・登録の手続きを実施する必要がある。
- ・ この許可取得には、米国内に事業拠点を持つ必要あり。そのほかに州政府や地方自治体の酒類取扱い許可が必要な場合がある。
- ・ 申請の方法、所要時間については、州や地方自治体によって異なるため、取り扱う地域ごとに確認する必要がある。多くの州において、免許は卸売、小売の業態ごとに分類されており、それぞれ申請手続きも異なっている。州政府・地方自治体への申請は、一般に連邦政府への輸入業許可の手続きと並行して行うことも可能である。
- ・ 実際上は、多くの清酒の輸出企業は、自ら輸入業許可を取得するのではなく、輸入業許可免許を保有する輸出組合や食品商社を利用している。

(参考) TTB の役割

蒸留酒、少なくとも 7%のアルコールを含むワイン又は麦芽酒の米国への輸入業務に従事しようとする個人又は企業は、最初に米国財務省・酒類タバコ税貿易管理局(TTB)から輸入基本許可を取得しなければならない。

TTB は連邦アルコール管理法 27 U. S. C. 201 及び 27CFR サブチャプターA に取り組む責任を持つ。

この法の下、TTB は以下の権限を持つ。

- ・ 消費者を欺くことを防ぐこと。
- ・ アルコール製品のラベルが、消費者に製品の識別と品質に関する「適切な情報」を備えていることを要求すること。
- ・ 虚偽又は誤解を招く記述を禁止すること。

基本許可、ラベル付け、及び他の重要事項に関する情報が、TTB の Web サイト (www.ttb.gov) 又は TTB の国家歳入センター(1. 877. 882. 3277)から利用できる。

(出所 : ” Importing into the United States A Guide for Commercial Importers” (2006 年改訂)、米国税関国境保護局 (U. S. Customs and Border Protection:CBP)) ⁴

(参考) どのようにして清酒を輸入するのか? (How Do I Import Saké?) (TTB) の抄訳

輸入目的の清酒(sake)はワインに分類されるため、清酒を輸入するためには輸入業者の資

¹ http://www.ttb.gov/itd/importing_alcohol.shtml

² http://www.ttb.gov/sake/import_sake.shtml

³ <https://www.ttb.gov/sake/>

⁴ <https://www.cbp.gov/sites/default/files/documents/Importing%20into%20the%20U.S.pdf>

格を得る必要がある。

連邦アルコール管理(FAA)法(この法は許可とラベル要件を規定する)ではアルコール飲料を三つのカテゴリーに分類している。蒸留酒、ワイン、及び醸造酒である。FAA 法ではワインの定義の中に清酒を含めている(§ 211(a)(6))及び 27 CFR 4.10.)。

さらに 27CFR Part 1 では、酒の輸入及び卸売では基本許可(basic permit)の取得を求めている(§ 1.10(b))。したがってワインの輸入を含む輸入許可を申請しなければならない。

個人向販売のために、瓶詰めした醸造用アルコール又は蒸留酒が加えられた輸入清酒は、米由来のアルコールで度数を強化されていれば、清酒(sake)とラベルを付けることができる。製造過程で醸造用アルコール又は蒸留酒を加えられた輸入清酒は、蒸留酒プルーフガロンあたり \$ 13.50 の率で課税される。

醸造用アルコールや蒸留酒を加えたバルク酒を、清酒の醸造所へ持ち込むことはできない。醸造用アルコール又は蒸留酒で酒度を高めた輸入バルク清酒は、蒸留酒工場のみを持ち込むことができる。

(2) 必要な添付書類

TTB から必要な申請書類(輸入業許可の申請用紙)をダウンロードし、必要事項を記入し、送付する。

申請書類は、「基本許可用(Application Form 5100.24)」「委任状(Form 5000.8)」「ラベル/容器の認証/除外(form5100.24)」などがあり、申請者の立場・目的によって必要書類が異なる。

(参照 Web 情報)

申請書類の書式の URL : <https://www.ttb.gov/forms/>

ワイン関係の書式の URL : <https://www.ttb.gov/wine/forms.shtml>

(3) バイオテロ法関連での手続

米国に輸入される食品・食料を製造、加工、包装、運送、受領、保管する国内外の施設は、食品医薬品局(Food and Drug Administration : FDA)への登録(バイオテロ法 305 条)と輸入事前報告(バイオテロ法 307 条)が義務付けられている。

米国へ食品を輸出しようとする者は、当該施設での作業の開始前に米国の代理人を通して FDA へ登録する必要がある。また、実際に米国への輸入が行われる段階で、事前に輸入の事実を FDA に報告することが必要。

(参照 Web 情報)

FDA のトップページ <http://www.fda.gov/>

食品施設登録ページ(FDA Industry Systems) <http://www.access.fda.gov/>

(注意点)

- 登録施設は偶数年の 10 月 1 日から 12 月 31 日の間に登録の更新が必要。なお、FDA は登録施設が製造した食品が重大な健康上の影響を及ぼす合理的な疑いがあると認めた時は、登録を一時停止できる権限を持っており、施設の登録が停止されれば輸入できなくなる。
- FDA 登録については、食品施設の情報提出が完了次第、登録番号を入手することができる。
- FDA の施設登録の手続きは、誰でも FDA の Web 上で無料でできる。

2 酒類の成分等の分析事項

(1) 分析内容の証明可能機関（国、民間、指定機関など）

TTB の研究所

（注意点）

- ・ 輸入業許可を保有している者が、新たな銘柄の清酒の取扱いを開始しようとする場合には、輸入しようとする清酒の成分検査を申請することとなる。成分検査の結果に問題がなければ、続けて商品ラベルの登録を行うこととなる。
- ・ 米国向けに輸入実績のない清酒の銘柄を新たに輸入・販売するためには、TTB の研究所において、事前の成分検査を申請する必要がある。
- ・ 検査では、清酒に含まれる実際の成分とラベルの成分表が一致しているかが確認される。なお、成分検査を申請する者は、連邦政府の輸入業許可を保有していなければならない。

(2) 成分検査の手続き、費用、所要時間等

① 手続き

輸入前検査の際には以下を TTB に提出する。

- ・ 750ml のサンプル
- ・ 材料表（製造業者から正式に発行されたもので、サインと日付が必要）。製造過程で使用された材料（アルコール、添加物、着色料、ハーブやスパイスなど）を記載すること。また、原本が外国語の場合は英語に翻訳されたコピーも提出する。
- ・ 製造方法記載書（製造者から正式に発行されたもので、署名と日付が必要）。また、原本が外国語の場合は英語に翻訳されたコピーも提出する。
- ・ 輸入業許可証のコピー

（参照 Web 情報）

酒類タバコ税貿易管理局 輸入前分析の頁⁵

http://www.ttb.gov/ssd/beverage_alcohol.shtml#Prelmport

② 費用

無料

③ 所要時間

原則 21 日以上

④ 連絡先

TTB 研究所 E-mail:laboratory@ttb.gov

⑤ サンプル提出先

National Laboratory Center

Beverage Alcohol Laboratory

6000 Ammendale Road, Beltsville, MD 20705

3 申請手続きを通じて要する経費、時間、提出先機関

(1) 輸入業許可等の提出先機関

（申請所入手・送付先）

TTB National Revenue Center

550 Main Street, Suite 8002, Cincinnati OH 45202

Tel: (513) 684-3337 E-Mail: ttbimport@ttb.treas.gov

⁵ http://www.ttb.gov/ssd/beverage_alcohol.shtml

(2) 経費・時間等

TTB の Web サイトによれば、輸入業許可の申請書類の受理後、記入漏れ、誤記などの不備がない場合、所要期間は約 70～80 日程度とされている。

新たに輸入業許可を申請する場合、申請に必要な経費は特別営業免許税 (Special Occupational Tax) の 500 ドル。その後、毎年 of 免許更新時に 500 ドルを支払う必要がある。

(3) 代行業者を利用する場合の料金相場
情報なし。

第2 販売に関する規制

1 免許の種類及び取得方法

(1) 必要な免許・許可の種類

① 輸入業基本許可

酒類を米国に輸入・販売するには、輸入業基本許可(Importer's Basic Permit)を保有していなければならない。

② 卸売業基本許可

さらに、自身の輸入業許可で輸入したもの以外の酒類を購入し、卸売りする場合には、これとは別に卸売業基本許可(Wholesaler's Basic Permit)を保有していなければならない。

③ 酒類販売業者登録

さらに、米国内で清酒・焼酎を販売するには、事業を始める前に、アルコール販売者登録(Alcohol Dealer Registration)を行わなければならない。

④ 加えて、州、地方自治体が定める免許の取得や事業の登録などを行わなければならない。

これらは、州、地方自治体が独自に定めており、業態や取扱うアルコールの種類などによって必要となる手続きは異なる。

(2) 申請から許可を受けるまでに必要な経費・時間

① 連邦政府：輸入業許可の場合

- ・ 必要な経費：申請時に 500 ドル。毎年の更新時に 500 ドル
- ・ 所要時間：2～3 ヶ月

② 州政府による許可例

イ カリフォルニア州：小売業又は卸売業免許

- ・ 必要な経費：申請料 39 ドル、免許取得費用 100 ドル。毎年の更新料 50～100 ドル
- ・ 所要時間：原則 90 日
- ・ 州酒類管理局(California Department of Alcoholic Beverage Control)
<http://www.abc.ca.gov/>

ロ ニューヨーク州：小売業又は卸売業免許

- ・ 必要な経費：申請費用 400 ドル。免許の年会費 1,520 ドル（ワインの卸売業）。
- ・ 所要時間：3～4 ヶ月以上
- ・ 州酒類局・酒類管理部(Division of Alcoholic Beverage Control)
<https://www.sla.ny.gov/>

(3) 申請機関

(1)の①②③：米国・財務省の酒類タバコ税貿易管理局(TTB)

(注意点)

輸入業許可、卸売業許可の申請及びアルコール販売者登録には、米国内国歳入庁(IRS)が発行する雇用主証明番号(EIN)が必要である。

州レベルの許可・免許についての申請機関は各州の酒類管理局。

2 酒類の販売に必要な規制機関への登録

(1) 規制・登録機関

食品施設の登録：米国食品医薬品局(FDA)

(注意点)

2003年12月のバイオテロ法施行により、米国で人又は動物に供給する食品を製造、加工、包装、保管する国内外の施設は、米国食品医薬品局(FDA)に施設登録を行うことが義務付けられており、清酒の場合もこの登録が必要になる。具体的には、施設に対し責任がある所有者、創業者、代理人又はその権限を委任された者は、施設の名称、住所、食品分類などの情報を登録しなければならない。さらに、施設が米国外にある場合には、米国代理人を登録しなければならない。

(2) 登録料
無料

(3) 有効期間
情報なし。

(参照 Web 情報)

米国食品医薬品局 (FDA) <http://www.fda.gov/>
食品施設登録ページ <http://www.access.fda.gov/>

3 業務形態、用語の定義

(1) 業務形態

酒類を販売する業務形態としては大まかに「輸入業」「卸売業」「小売業」に分けられ、「小売業」には酒販店だけではなく飲食店も含まれている。ただし、販売免許取得に関する具体的な業務の定義区分は、州及び自治体によって異なっている。

(具体例：各州の酒類管理局 Web 情報より)

・ カリフォルニア州

免許は小売業と卸売業に大きく分けられているが、取り扱う酒類や提供される場所によって細分化されており、それぞれ 80 種類の免許が存在する。

・ ニューヨーク州

卸売業と小売業の免許に大別。小売業現況はさらに、店外消費（酒屋）と店内消費（飲食店）にも分けられている。

・ ニュージャージー州

酒類提供を行うレストラン免許とリカーショップなどの小売店免許がある。なお、免許の発行は自治体が行う。

・ アリゾナ州

拠点が州内にない事業者は、州外製造者の免許申請を州政府に行う必要がある。免許取得後の販売先は免許を保有する州内卸売業者に限られる。

・ テキサス州

清酒の輸出を行う州外の事業者は非居住販売者免許を取得しなければならず、取得後に輸送許可を持つ輸送業者を通して、清酒をテキサス州に輸出し、販売することができる。販売先は、州内の所定の免許保持者に限られる。

(2) 用語の定義（酒類の定義）

米国では酒類はワイン、蒸留酒、麦芽酒（ビール）に分類される（連邦アルコール管理法及び関連する連邦規則）。

(連邦アルコール管理法での酒類の分類（抄訳）)

① ワイン

アルコール濃度 7～24%のワイン。スパークリングワイン、ベルモット酒、リンゴ酒、ペアワイン、サケ（清酒）などを含む。

② 蒸留酒

酒精、ウイスキー、ラム、ブランデー、ジンなどすべての蒸留酒

③ 麦芽酒

いわゆるビール類

(参照 Web 情報)

連邦アルコール管理法及び関連する連邦規則（概要⁶、全条文⁷）

(注意点)

清酒は、食品表示についてはアルコール管理法の下、ワインと同じ規制（連邦規則集 27CFR Part4）が適用される。

一方、清酒の米国内販売に関して課せられる連邦酒税については、内国歳入庁（IRS）所管の内国歳入法（IRC）の下、アルコールを添加しない場合はビールと同じ規制（同 27CFRPart 25）、アルコール添加酒の場合は蒸留酒と同じ規制（同 27CFRPart 5）が適用される。

4 免許取得のための基本要件

(1) 連邦レベル

輸入業許可、卸売業許可の申請及びアルコール販売者登録には、米国内国歳入庁（IRS）が発行する雇用主証明番号（EIN）が必要である。

(2) 州レベルの基本要件例（各州の酒類管理局の Web 情報より）

・ カリフォルニア州

小売業と卸売業の免許申請の前提として、輸入したものを実際に保管する場所（Warehouse）をカリフォルニア州内に確保している必要がある。

・ ニューヨーク州

申請者は 21 歳以上の米国市民又は永住権保持者で、犯罪歴のない者でなければならない。

・ ニュージャージー州

免許の発行数は自治体の人口によって決められている。そのため、人口が増加している自治体のみで新規免許を発行できる。

5 免許取得のための前提条件

小売免許は営業する建物の立地条件が法律で定められている。

小売業の免許は州レベル、自治体レベルで発行されるが、以下ではニューヨーク州の例を紹介。

・ ニューヨーク州の 200 フィート及び 500 フィート制限

小売業免許の取得には、申請者は、営業する建物の立地条件がニューヨーク州酒類管理法（ABC 法）で定められる 200 フィート制限と 500 フィート制限の遵守を確認しておく必要がある。200 フィート制限とはリカー（スピリッツ）の取扱に関する規制で、ビールとワインのみの取扱・販売には適用されない。リカーを販売提供する小売店は、学校又は教会等の宗教施設として専有的に使用される建物の 200 フィート以内での営業は認められない。

※ 500 フィート制限とは、オンプレミス（店内消費）のリカー免許に適用されるもので、人口 2 万人以上の都市や町村における過飽和を規制する目的で制定されている。申請者が営業

⁶ https://www.ttb.gov/trade_practices/federal_admin_act.shtml

⁷ https://www.ttb.gov/pdf/ttbp51008_laws_regs_act052007.pdf

を予定する場所の半径 500 フィート以内に、オンプレミスのリカー免許保有者が 3 件以上存在すると、それ以上は免許がニューヨーク州酒類管理局から発行されない。

(参照 Web 情報)

ニューヨーク州酒類局酒類管理部の「200 フィート制限と 500 フィート制限(The 200 and 500 Foot Rules)」の説明資料⁸

6 申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件

(1) 連邦政府

① 申請に必要な書類

清酒を含む酒類を米国に輸入するためには、まず「連邦酒類管理法」に基づき、輸入業基本許可(Federal Importer Basic Permit)を財務省の酒類タバコ税貿易管理局(TTB)に申請し、取得する必要がある。

(注意点)

輸入業許可を取得するためには、米国内に拠点を設ける必要がある。米国内に拠がない場合、輸入業許可免許を保有する輸出組合や食品商社を利用する方法がある。

② 申請書の取得先の機関団体等

酒類タバコ税貿易管理局 (TTB)

(申請書入手・提出先) TTB National Revenue Center

550 Main Street, Suite 8002, Cincinnati OH 45202

Tel: (513) 684-3337 E-Mail: ttbimport@ttb.treas.gov

(2) 州政府レベル

卸売業、小売業の免許は州レベル、自治体レベルで発行されている。以下では、いくつかの州の事例を紹介する。

① カリフォルニア州

イ 申請に必要な書類

州酒類管理局(ABC)に連絡を取り、取り扱う酒の種類と営業形態を伝え、必要な免許の種類を確認し、申請手続きに必要な書類をダウンロードして、必要事項を記入する。

(注意点)

- ・ 必要書類はケース・バイ・ケースであるため、詳細は直接同局に確認する必要がある。
- ・ 取り扱う酒類や提供される場所(バー、イベント、ホテル等)によって免許が細分化されている。

清酒をカリフォルニア州へ輸入する際に必要な免許は「ビール&ワイン輸入者(Beer & Wine Importer)」である。既存の免許保持者は、免許を譲渡することもできる。

- ・ 免許申請の前提として、輸入したものを実際に保管する場所(Warehouse)をカリフォルニア州内に確保している必要があり、その証明書を保管場所がある郡や市から発行してもらうこととなる。
- ・ また、カリフォルニア州内での酒類販売に際しては、カリフォルニア州売上税課からも販売許可を取得する必要がある。また、新しくビジネスを始める場所を管轄する郡や市の条例で特別な規制を課している場合があることに留意する必要がある。

ロ 申請書の取得先の機関団体等

カリフォルニア州酒類管理局

(参照 Web 情報)

⁸ <https://www.sla.ny.gov/system/files/200-500-foot-rules-050213.pdf>

カリフォルニア州酒類管理局：<http://www.abc.ca.gov/>

- ・ 酒類免許関連：<http://www.abc.ca.gov/permits/permits.html>
- ・ 申請書式：<http://www.abc.ca.gov/forms/PDFList.html>

② ニューヨーク州

イ 申請に必要な書類

清酒はニューヨーク州ではワインとして扱われるので、申請する免許は「ワイン卸売免許(Wine Wholesale License)」である。

(注意点)

- ・ 申請書類はケース・バイ・ケースのため、直接同州酒類管理局に確認する必要がある。
- ・ 清酒をニューヨーク州に輸入する場合、輸入業者がニューヨーク州内に拠点を構えている必要がある。

ロ 申請書の取得先の機関団体等

ニューヨーク州酒類管理局(ABC)酒類管理部

(参照 Web 情報)

ニューヨーク州酒類管理局：<http://www.abc.state.ny.us>

- ・ 申請書式 <http://www.abc.state.ny.us/forms-quick-find#wholesale>
- ・ 免許に関する FAQ <https://www.sla.ny.gov/frequently-asked-questions>

③ アリゾナ州

イ 申請に必要な書類

アリゾナ州酒類免許管理局に連絡を取り、取り扱う酒類の種類と営業形態を伝え、必要な免許の種類を確認し申請を行う。

(注意点)

- ・ 必要書類はケース・バイ・ケースであるため、詳細は直接同局に確認する必要がある。
- ・ 拠点がアリゾナ州内(On-State)か、州外(Out-of-State)かによって申請する免許が異なる。拠点がアリゾナ州外の場合は、免許の申請手続きは州外生産者(Series 02 Out-of-State Producer)に該当する。

ロ 申請書の取得先の機関団体等

アリゾナ州酒類免許・管理局

(参照 Web 情報)

アリゾナ州酒類免許・管理局：<http://www.azliquor.gov/>

- ・ 州外生産者(Out-of-State Producer)申請書式：
http://www.azliquor.gov/forms/lic_series2_app.pdf

④ テキサス州

イ 申請に必要な書類

テキサス州酒類委員会(ABC)に連絡を取り、取り扱う酒の種類と営業形態を伝え、必要な免許の種類を確認する必要がある。

(注意点)

- ・ 清酒はワインとして扱われる。
- ・ テキサス州では、新たな銘柄の取扱いを開始する際の手続きとして、連邦のラベル登録を添付した書類を所定の様式に添付することにより、テキサス州によるラベル認可を受ける必要がある。清酒をテキサス州へ輸出する場合は、州外の醸造者として扱われ、非居住者販売許可(Nonresident Seller's Permit)の申請を行わなければならない。
- ・ 非居住者販売許可の保持者は、輸送許可を持つ輸送業者を通して、清酒をテキサス州へ輸出し、販売することができる。ただし、販売先はテキサス州内の瓶詰め、醸造、卸

売の免許保持者に限られる。

ロ 申請書の取得先の機関団体等

テキサス州酒類委員会 (TABC、Alcoholic Beverage Commission)

(参照 Web 情報)

テキサス州酒類委員会 (TABC) : <http://www.tabc.state.tx.us>

・ 許可関連書式 <http://www.tabc.state.tx.us/forms/licensing.asp>

・ ラベル関連 http://www.tabc.state.tx.us/forms/label_approval.asp

・ 手引書 <http://www.tabc.state.tx.us/publications/index.asp> で

“TABC Guide for Manufacturers, Wholesalers, Distributors & Retailers of Alcoholic Beverages in Texas” (September 2013)

第3 商品に関する規制

1 ラベル記載項目

(1) 義務表示

酒類に対しては、下記の項目をラベルに表記しなければならない。これ以外にも、必要に応じて表記が求められる項目がある。

イ 銘柄（日本語の記載でも可。）

ロ 分類名称（清酒は「Sake」と表記が定められている。一方、焼酎には定められた分類名称はないが、米国で一般的な名称を用いなければならない。一般的には、「Shochu」、「Soju」などが用いられている。）

ハ アルコール度数（パーセンテージ表示）

ニ 内容量

ホ 生産者又は輸入者の名称と住所

ヘ 着色料が使われている場合には、その名称あるいは着色料を使用している旨を表す文言（酒の種類及び着色料の種類によって求められる表記が異なる。）

ホ 原産国

ト 飲酒が及ぼす健康影響についての警告文（TTBが定める定型文）

（注意点）

- ・ 詳細は下記の「連邦行政規則 27CFR」を参照。
- ・ 清酒のラベルの記載内容は、連邦行政規則 27CFR Part 4にあるワインの規定が適用される。
- ・ 蒸留酒に区分される焼酎の容器ラベルは、27CFR Part 5で規定されている。記載事項は、清酒とほぼ同じだが、加えて、焼酎、ウイスキーやウォッカなどの品名を表示する。
- ・ 健康影響についての警告文の定型文は 27CFR Part 16 で規定されている。

（参考：米国連邦規則集(27CFR)）

- ・ 第27巻4条（27CFR4）「ワインの表示と広告について」⁹
- ・ 第27巻5条（27CFR5）「蒸留酒の表示と広告について」¹⁰
- ・ 第27巻16条（27CFR16）「酒類が健康に及ぼす影響の警告文」¹¹

（参考：TTBのWeb情報）

- ・ ワイン（清酒を含む）ラベルに関する情報(Wine Labeling)¹²
- ・ 蒸留酒（焼酎を含む）ラベル表示等のマニュアル
(The Beverage Alcohol Manual (BAM) A Practical Guide)¹³

(2) 任意表示

情報なし。

2 表示禁止事項

9

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=8a80cf55d7a2be2b94b6f40eff57274c&node=pt27.1.4&rgn=div5>

10

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=a473c2c3c7dedf99ef4b2c0bbcf8b9ac&node=pt27.1.5&rgn=div5>

11

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=e0cdfd95c86ff70e48acc5b27b7f21d&node=pt27.1.16&rgn=div5>

¹² <https://www.ttb.gov/wine/wine-labeling.shtml>

¹³ <https://www.ttb.gov/spirits/bam.shtml>

(1) 表示禁止事項

TTB はラベルに表示される商品名や品質が適切な情報であることを求めており、偽り又は誤解を招く表示は禁止されている。

(2) 文字の大きさ色等

表示に関する規定は前出の連邦行政規則 27CFR で細かく規定されており、文字の大きさ、色などについても一部規定がある。

蒸留酒については、表示義務のある文字の大きさは最小 2mm の規定がある。(前出「蒸留酒(焼酎を含む) ラベル表示等のマニュアル」(TTB))

また、ワインについては、以下のような規定がある(27CFR 4.38(b))。

「類型指定として、単一ブドウ種使用又は複数ブドウ種使用を用いる際は、品種(及びその%)の表示は 2mm 以上の活字で、周りの文字から離すか目立つようにしなければならない。表示義務がある情報は、太字にするか周りの文字よりも 2 倍の大きさにしなければならない」

(注意点)

- ・ 詳細は「アルコール・タバコ税貿易管理局：連邦行政規則 27CFR」の Part4(ワイン)及び Part5(蒸留酒)を参照。

(3) 表示言語

表示言語は英語。

3 ボトル・キャップ

(1) 材質、包装材の材質

ボトル・キャップの材質、包装材の材質などに関する情報は、一部を除きそれに関する規定の有無を含めて入手できていない。

(注意点)

蒸留酒については、「容器は、FDA で酒類容器として認められた物でなければならない」を確認済み(前出「蒸留酒(焼酎を含む) ラベル表示等のマニュアル」(TTB))

(2) 容量・規格

蒸留酒やワインについては、容器の容量が規定されている。

① 蒸留酒(連邦規則集 27CFR Part5.47a)

1.75L、1L、750ml、375ml、200ml、100ml、50ml 入りの容器以外は米国内で流通できない。

② ワイン(同 4.72)

3L、1.5L、1L、750ml、500ml、375ml、187ml、100ml、50ml 入りの容器以外は米国内で流通できない。

(注意点)

清酒にはこの容量規制が適用されない(連邦規則集 27CFR Part4.70)ため、清酒は、720ml や 1.8L 入りの容器で米国内で流通することができる。

4 ラベル認証申請について

(1) ラベルの認証申請制度について

米国で酒類を輸入しようとする者は、TTB が発行するラベル承認証明書(Certificate of Labeling Approval: COLA)の交付を受け、輸入基本許可を取得する。製品によっては、ラベル承認証明書を取得するためのラベル承認事前証明(Pre-COLA)が必要な場合がある。

ラベル承認証明書の申請は、申請書（「ラベル／瓶詰の承認／免除の申請」（書式：TTB F 5100.31））をオンライン又は郵送でTTBに提出する。TTBの成分検査をクリアした後、清酒の商品ラベルの登録を行う。登録が受け付けられれば、米国に輸入することが可能となる。

(2) 承認までの手続き、必要な書類、申請先、かかる費用等

① 手続き

TTBのWebサイトにある「COLAsへのアクセス申請」（書式：TTBF 5013.2）に記入し、それをTTB担当部署に提出しCOLAs Onlineのユーザー登録に必要なユーザーIDとパスワードを入手する。また、会社を代表してサインをする権利を持っていない場合、「委任状」（書式：TTB F 5000.8）も提出する必要がある。ユーザーIDとパスワードを取得した後COLAs Onlineにログインし、ラベルの画像を指定された形式（JPEG等）で送る。ラベルには日本で販売するときと同様に製造元、商品名などを記載するが、「お酒は20歳になってから」の文言は消去すること（米国では21歳以上）。

また、ハードリカー（蒸留酒）の場合は、アルコール度数を通常の%表示のほか、Proof（度数表示の方法で、通常度数の2倍。例えば、12%=24 Proof）でも表示する。

このCOLAs Onlineでの申請は郵送との選択制であるが、郵送の場合時間がかかる。

② 費用

無料

③ 申込書入手先

フォーム“TTB F 5013.2(COLAs Online Access Request)”

<http://www.ttb.gov/forms/f50132.pdf>

フォーム“TTB F 5000.8(Power of Attorney)” <http://www.ttb.gov/forms/f50008.pdf>

フォーム“TTB F 5100.31 (Application for Certification/Exemption of Label/Bottle Approval)” <https://www.ttb.gov/forms/f510031.pdf>

(参照 Web 情報)

TTBのトップ頁：<https://www.ttb.gov/index.shtml>

・ ラベルに関するメニュー頁：<https://www.ttb.gov/labeling/labeling-resources.shtml>

・ COLAs オンラインの頁：<https://www.ttb.gov/labeling/colas.shtml>

④ 連絡先・申込書送付先

酒類タバコ税貿易管理局 (TTB)

広告・ラベル・処方部(Advertising, Labeling and Formulation Division)

1310 G Street, NW, 4th Floor, Washington, DC 20220

Tel: (202) 927-8140 or Toll Free: (866) 927-2533,

Fax: (202) 927-3306 E-mail: alfd@ttb.treas.gov

第4 食品衛生に関する規制

1 汚染物質

(1) 農薬

米国に輸入される酒類を含む食品は、米国環境保護庁(EPA)が定める残留農薬の基準を満たしていなければならない。

(注意点)

- EPAは、農薬成分及び未加工の農作物ごとに残留農薬の許容量を設定している。許容量が設定されている農薬成分が酒類に残留している場合には、次の3つの条件をすべて満たさなければならない：①加工前の原料における残留農薬が許容量を超えていない。②適正製造規範(GMP)に基づく製造工程において、残留農薬ができる限り取り除かれている。③食品中の残留農薬が、それぞれの原料の許容量を超えていない。また、EPAが残留農薬の許容量の設定も免除も行っていない農薬成分が残留している食品は、輸入できない。なお、EPAが定める基準に基づく取り締まりは、米国保健福祉省・食品医薬品局(FDA)が行っている。
- 残留農薬の基準の詳細は「米国連邦規則集第40巻180条(40CFR180)食品中の残留農薬」¹⁴で確認できる。

(2) 抗生物質その他毒性を有する化学物質、重金属等

有害重金属等の汚染に関する規制水準は定められていない。

2 微生物及び添加物に関する規制等

(1) 規制値など

米国へ輸入される酒類を含む食品には、FDAが許可した食品添加物に限って使用することができる。使用する場合には、FDAが定める使用目的、対象、条件に従って使用しなければならない。

(注意点)

使用可能な着色料の詳細についてはFDAのWebサイト「着色料一覧」¹⁵と「米国連邦規則集第21巻70～82条」¹⁶を、その他の食品添加物の詳細についてはFDAのWebサイト「添加物一覧(着色料以外)」¹⁷と「米国連邦規則集第21巻170～189条」¹⁸で確認できる。

3 製造者登録又は製造施設の認証制度(HACCP等)

(1) 概要

¹⁴

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=c1a49cebb709becc4d97639764305082&node=pt40.24.180&rgn=div5>

¹⁵ <https://www.fda.gov/ForIndustry/ColorAdditives/ColorAdditiveInventories/ucm106626.htm>

¹⁶

http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=51b925d10d0dbcd60a8bb2b6eb031fec&tpl=/ecfrbrowse/Title21/21cfrv1_02.tpl#0

¹⁷

<https://www.fda.gov/Food/IngredientsPackagingLabeling/FoodAdditivesIngredients/ucm091048.htm>

¹⁸

http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=0e08fe635c1d19617f57bf18f1867d5e&tpl=/ecfrbrowse/Title21/21cfrv3_02.tpl#0

米国へ輸入される食品（酒類を含む）は、米国保健福祉省・食品医薬品局(FDA)が定める「現行の適正製造規範(Current Good Manufacturing Practice: cGMP)」に適う条件の下、製造・包装・保管されたものでなければならない。

また、米国へ輸入される食品（酒類を含む）は、バイオテロ法及び食品安全強化法の一部規則の適用を受ける。

なお、HACCPに関する規制対象は、水産物、ジュース、畜肉、家きん肉であり、酒類は対象外である。

(参照 Web 情報)

FDA のトップページ <http://www.fda.gov/>

(2) バイオテロ法

酒類は、バイオテロ法(Bioterrorism Act of 2002)の適用対象にもなる。

バイオテロ法の規定により、米国内で消費される食品を製造・加工・梱包・保管する米国内外の施設の所有者、経営者又はエージェントは、それらの施設を日本からの輸出を行う以前に、FDA に登録することが義務付けられている。

(注意点)

バイオテロ法第 305 条上、米国内で人や動物の消費に供するための食品を製造・加工・梱包・保管する米国内外の施設の所有者、経営者又はエージェントは、それらの施設を日本からの輸出を行う以前に、FDA に登録することが義務付けられている。

(参照 Web 情報)

バイオテロ法(Bioterrorism Act of 2002) (FDA)¹⁹

FDA 食品施設登録ページ(FDA Industry Systems) : <http://www.access.fda.gov/>

バイオテロ法と酒類関連産業について(TTB)

(The Bioterrorism Act and the Alcohol Beverage Industry)²⁰

(3) 食品安全強化法

輸入される酒類に対しても食品安全強化法が適用されるが、適用対象外になる項目がある。

(注意点)

- ・ 米国では 2011 年 1 月 4 日、食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act (FSMA)) が成立し、米国保健福祉省・食品医薬品局(FDA)の権限が多岐にわたって強化された。
- ・ 同法の焦点は、食品汚染への対応を、事前予防にシフトすることで、米国内の食品供給をより安全にすることを目的としている。この新法により、FDA は食品サプライチェーンを網羅する、包括的で予防をベースとした管理を行う権能を持つことになる。
- ・ 食品安全強化法の規定は、適用除外でない限り清酒・焼酎の米国への輸入にも適用される。
- ・ 酒類は、食品安全強化法第 103 条上の予防的管理措置・食品安全計画 (Hazard Analysis and Risk-Based preventive Controls) の策定及び第 301 条上の外国供給業者検証プログラム (Foreign Supplier Verification Program (FSVP))に関しては、適用対象外となっている。

(参照 Web 情報)

食品安全強化法 (全文) (Food Safety Modernization Act (FSMA)) (FDA)²¹

食品安全強化法に関する情報 (FDA) (FDA Food Safety Modernization Act (FSMA))²²

¹⁹ <http://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Legislation/ucm148797.htm>

²⁰ https://www.ttb.gov/regulations_laws/107_188.shtml

²¹ <http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

²² <http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm242500.htm>

4 賞味期限

連邦レベルの食品表示規制（前出）では、乳児用調整乳以外は、消費期限等の日付の表示義務はない。

5 食品衛生関係表示

「1 ラベル記載項目」で記載したように、使用した着色料の表示が義務付けられている。それ以外の事項については、酒類に限定した規定はないが、FDA 所管の食品医薬品化粧法上の食品として同法の適用を受ける。

第5 酒類に課せられる税

1 米国における酒税の概要

米国で酒類を輸入・販売するにあたって課せられる税金には、大きく分けて、①関税等の通関に関する税、②内国歳入庁（IRS）に納付する連邦酒税、③州、地方自治体へ納付する酒税、売上税がある。

(1) 関税等の通関に関する税等

輸入者は清酒・焼酎の輸入にあたっては、関税に加え商業貨物関税使用料を納付しなければならない。さらに、船便による輸入の場合には輸入者は港湾維持料を納付しなければならない。

(2) 連邦酒税

酒類の輸入・販売にあたっては、連邦酒税を納付しなければならない。

(3) 州、地方自治体へ納付する酒税、売上税

州、地方自治体（市、郡）は酒税及び売上税を個別に定めており、清酒・焼酎に関する税法上の分類と税率は場所によって異なる。

2 関税

(1) 輸入関税

関税分類番号（HS コード）及び関税

- ・ 清酒(Rice wine or Sake) (HS2206.0045) : 0.03 ドル／リットル
- ・ ワイン(Wine of fresh grapes including fortified wines) (HS2204) : 0.053 ドル～0.224 ドル／リットル（種類、リットル当たりの価格により異なる）
- ・ 蒸留酒（焼酎など）(Spirits, liqueurs and other spirituous beverages) (HS2208) : 無税

（参照 Web 情報）

関税率表 : <https://hts.usitc.gov/current>

(2) 輸入に伴う諸費用

輸入者は酒類の輸入にあたって、関税に加え、商業貨物関税使用料(MPF)を納付しなければならない。正式輸入(Formal Entry)の場合、MPFは輸入申告価格(FOB 価格)の0.3464%で、最低25ドル、最高485ドルとなっている。さらに、船便による輸入の場合には、輸入者は貨物価格の0.125%の港湾維持料(HMF)を納付しなければならない。

（参照 Web 情報：関税に関する米国連邦法典）

- ・ 第19巻1202条(19U.S.C.1202)「関税率表」(Harmonized Tariff Schedule)²³
- ・ 第19巻58c条(19U.S.C.58c)「通関にかかる手数料」(Fees for certain customs services)²⁴
- ・ 第19巻1505条(19U.S.C.1505)「関税と手数料の支払い」(Payment of duties and fees)²⁵

（参照 Web サイト：港湾維持料 米国連邦規則集）

²³

[http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:19%20section:1202%20edition:prelim\)%20OR%20\(g](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:19%20section:1202%20edition:prelim)%20OR%20(g%20ranuleid:USC-prelim-title19-section1202)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true)

²⁴ <https://www.gpo.gov/fdsys/granule/USCODE-2010-title19/USCODE-2010-title19-chap1-sec58c>

²⁵

[https://www.gpo.gov/fdsys/granule/USCODE-2011-title19/USCODE-2011-title19-chap4-subtitleII](https://www.gpo.gov/fdsys/granule/USCODE-2011-title19/USCODE-2011-title19-chap4-subtitleII-I-partIII-sec1505)

- 第 19 卷 24.24 条 (19CFR24.24) 「港湾維持料」 (Harbor maintenance fee)²⁶

3 連邦税

(1) 連邦酒税

連邦酒税率を下表に示す。税率は容量単位及び所定の容器毎に定められており、どちらかを選択する。

表 連邦酒税

製 品	税 率	容器毎の税額
ビール	1 バレル(31 ガロン)あたり	12 オンス(355ml) 缶あたり
通常の税率	\$18	\$0.05
軽減税率	2 百万バレル未満の醸造者に対しては、最初の 6 万バレルは\$7	\$0.02
ワイン	ガロンあたり	750ml 瓶あたり
アルコール度数 14%以下	\$1.07 *	\$0.21
" 14 超 21%以下	\$1.57 *	\$0.31
" 21 超 24%以下	\$3.15 *	\$0.62
天然発泡	\$3.40	\$0.67
炭酸ガス混和	\$3.30 *	\$0.65
ハードサイダー(リンゴ酒)	\$0.226 *	\$0.04
*小規模な醸造所については、最初の 10 万ガロン分は\$0.90 (リンゴ酒は\$0.056) が税額控除される。		
蒸留酒	プルーフガロン(**)あたり	750ml 瓶あたり
すべて	\$13.50	\$2.14 (80プルーフで)
**1 プルーフガロンは、100 プルーフすなわち 50%のアルコールを含む液体 1 ガロンのこと。税率は、製品のアルコール度数に合わせて調整される。		

(出典：「米国・酒類タバコ税貿易管理局：連邦酒税表」から抜粋)

(参照 Web 情報)

- 米国連邦酒税表(Tax and Fee Rates)²⁷
- 第 26 卷 5001 条 (26U. S. C. 5001) 「蒸留酒にかかる課税、税率等」 (Imposition, rate, and attachment of tax)²⁸
- 第 26 卷 5005 条 (26U. S. C. 5005) 「蒸留酒にかかる税金支払義務者 (蒸留酒)」 (Persons liable for tax)²⁹
- 第 26 卷 5041 条 (26U. S. C. 5041) 「ワインにかかる課税、税率」 (Imposition and rate of tax)³⁰

²⁶ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title19-vol1/xml/CFR-2015-title19-vol1-sec24-24.xml>

²⁷ https://www.ttb.gov/tax_audit/atftaxes.shtml

²⁸

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title26/html/USCODE-2011-title26-subtitleE-chap51-subchapA-partI-subpartA-sec5001.htm>

²⁹

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title26/html/USCODE-2011-title26-subtitleE-chap51-subchapA-partI-subpartA-sec5005.htm>

³⁰

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title26/html/USCODE-2011-title26-subtitleE-chap51-subchapA-partI-subpartC.htm>

(注意点)

- ・ 連邦酒税の管轄は米国内国歳入庁 (IRS) であるが、税関での輸入申告の際、関税と一緒に徴収される。
- ・ 清酒(清酒)に適用される連邦酒税の課税額は、醸造用アルコールの添加有無により税額が大きく異なる。税法上、醸造時にアルコールを添加しない純米酒は【ビール】に区分され、低い税率(上表で1缶あたり\$0.05)が適用されるのに対し、アルコールを添加する上記以外の清酒の場合はすべて【蒸留酒(Spirits)】に区分され、高い税率(上表で1瓶あたり\$2.14)で課税される。

(2) 特別営業免許税

米国財務省・酒類タバコ税貿易管理局 (TTB) から「輸入業」「卸売業」のライセンスを取得している輸入業者が支払う税金で、納付額は年間 500 ドルである。

4 州税・自治体税

州、地方自治体は酒税及び売上税を個別に定めており、酒類に関する税法上の分類と税率は場所によって異なる。

以下では幾つかの州の州税・自治体税を紹介する。

(1) カリフォルニア州

① カリフォルニア州税としての酒税

連邦州税での区分に従って、州税(地方税)としての酒税も同時に課税される。徴収の管轄はカリフォルニア州査定平準局(BOE)であるが、税関での輸入申告の際、関税と一緒に徴収される。

表 カリフォルニア州酒税のタイプ別区分と税額 (1991. 7. 15 以降)

酒の種類	連邦酒税上の区分	税額(ドル/ガロン)
ビール	ビール	0.20
清酒(アルコール非添加)	ビール	0.20
〃(アルコール添加)	蒸留酒	3.30
ウイスキー、焼酎などの蒸留酒(スピリッツ): 度数 50 度未満	蒸留酒	3.30
〃 : 度数 50 度以上	蒸留酒	6.60
ワイン	ワイン	0.20

(出所: カリフォルニア州の査定標準局の Web サイト情報を基に作成)

② 売上及び使用税(Sales & Use TAX)

清酒を含むほとんどの酒類は売上税(セールスタックス)の課税対象品となっている(「料理酒として使うワイン」は生活必需品として免税)。

(注意点)

- ・ 米国における Sales TAX (セールスタックス: 売上税) は、州政府及び地方自治体(郡及び市町など)が課税主体となり、それぞれが独自に税率を設定し、小売業者の売上に対して課税する地方税である。日本の消費税と仕組みが似ているが、最終消費者に対する売上のみが課税対象である点において、卸売業者も課税対象としている日本の消費税とは仕組みが異なる。なお、全米にはオレゴン州など、セールスタックスそのものが無税の州も存在している。

- ・ 州内の最大都市・ロサンゼルス市の税率は合計 8.75%、サンフランシスコ市で 8.50%となっている。このように州全体がこの税率で統一されている訳ではなく、隣り合う自治体でも税率が異なっている(2017. 1. 1 時点で州内の市・郡により 7.25~9.75%の幅がある)。(参照 Web 情報：カリフォルニア州の査定標準局の Web サイト)
- ・ 州査定平準局(California Board of Equalization) : <http://www.boe.ca.gov/>

(2) イリノイ州

① 州酒税

イリノイ州の酒税は州歳入局が取扱っており、種類とアルコール度数によって、税率が異なる(下表参照)。

② 郡・市の酒税

イリノイ州シカゴ市には市酒税があり、市歳入部(Chicago Dept. of Revenue)が課税する。また、シカゴがあるクック郡にも郡酒税がある(下表参照)。

表 イリノイ州の酒税(単位：ドル/ガロン)

酒類の区分	イリノイ州の酒税	郡・市	
		シカゴ市の酒税	クック郡の酒税
ビール	0.231	0.29	0.09
アルコール度数 14%以下の酒類	1.39	0.36	0.24
〃 14%超-20%未満	1.39	0.89	0.45
〃 20%超	8.55	2.68	2.50

(出所：イリノイ州の査定標準局の Web サイト情報等を基に作成)

③ 売上税

売上税は 6.25%である。これに州内の市、郡及び特別区ごとに地方税(Local Tax)が加算される。シカゴ市での売上税は合計で 10.25%である(2016年1月以降)。

(参照 Web 情報：イリノイ州の歳入局の Web サイト)

イリノイ州歳入局(Illinois Revenue) : <http://tax.illinois.gov/>

(3) その他の州について

米国の Tax Foundation では各州の酒税(ビール、ワイン、スピリッツ)の情報の収集・整理・分析を行っており、その中からワインについて下記に紹介する。

(参照 Web 情報)

Tax Foundation のトップページ : <http://taxfoundation.org/>

- ・ 各州のワインの酒税(2016年)³¹→次項参照
- ・ 各州のスピリッツの酒税(2016年)³²
- ・ 各州のビールの酒税³³

³¹ <https://taxfoundation.org/how-high-are-wine-taxes-your-state-2016/>

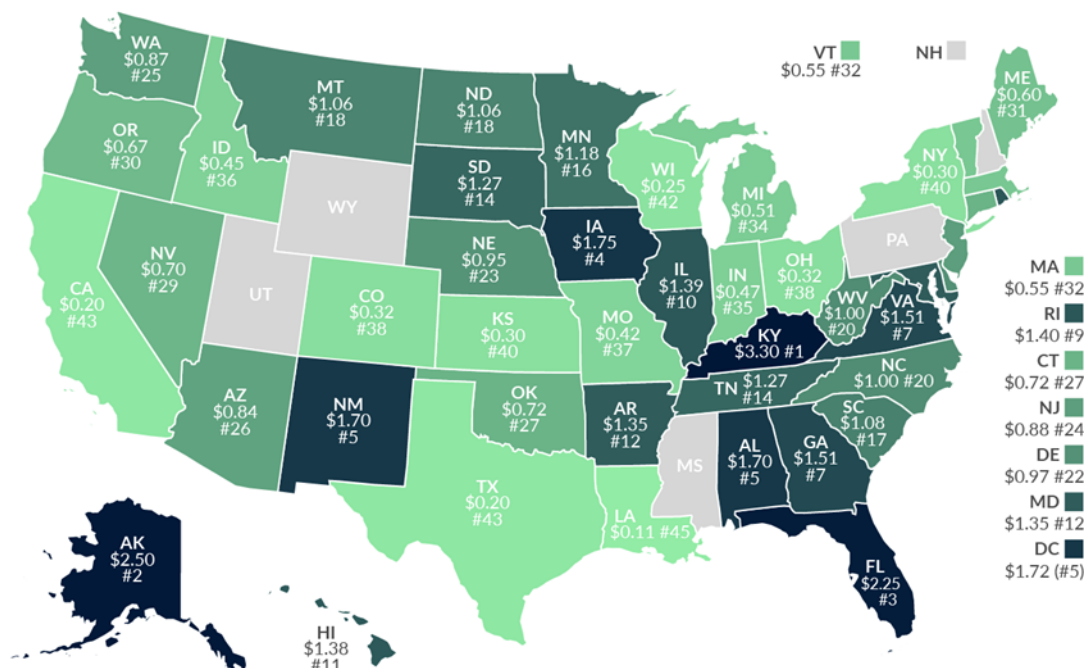
³² <https://taxfoundation.org/how-high-are-taxes-distilled-spirits-your-state-2016/>

³³ <https://taxfoundation.org/how-high-are-beer-taxes-your-state-0/>

図 州毎のワインに対する税率（ガロンあたり）

How High Are Wine Taxes in Your State?

State Wine Excise Tax Rates as of Jan. 1, 2016 (dollars per gallon)



Note: Rates are those applicable to off-premise sales of 11% alcohol by volume (a.b.v.) non-carbonated wine in 750ml containers. Federal rates vary by alcohol content and type of wine, ranging up to \$3.15 for 21-24% alcohol and \$3.40 for sparkling wine. D.C.'s rank does not affect states' ranks, but the figure in parentheses indicates where it would rank if included.
 AK, AZ, CA, CO, CT, GL, GA, HI, ID, IL, IN, IA, KS, LA, ME, MA, MI, MS, MT, NE, NV, NH, NM, NC, ND, OH, OK, OR, RI, SC, SD, TX, VT, VA, WA, WV, WI, DC: Different rates also applicable according to alcohol content, place of production, size of container, place purchased (on- or off-premise or on board airlines) or type of wine (carbonated, vermouth, etc.).
 MS, NH, UT, PA, WY: Control states, where the government controls all sales. Products can be subject to ad valorem mark-up as well as excise taxes.
 KY: Includes the wholesale tax rate of 11%, converted to a gallonage excise tax rate.
 AR, MN, TN: Includes case fees and/or bottle fees which may vary with size of container.
 AR, MD, MN, SD, DC: Includes sales taxes specific to alcoholic beverages.
 Source: Distilled Spirits Council of the United States.



(出所: Tax Foundation の Web 情報)

ワイン物品税(excise tax)税率が最も高い州は、ケンタッキー州がガロンあたり\$3.30で、次いでアラスカ(\$2.50)、フロリダ(\$2.25)、アイオワ(\$1.75)、ニューメキシコ(\$1.70)である。最も低いのはルイジアナ(\$0.11)、カリフォルニア(\$0.20)、テキサス(\$0.20)、ウィスコンシン(\$0.25)、そしてカンザスとニューヨーク(各\$0.30)の5州である。なおこれらのランキングには、州政府がすべての販売を管理している州(ニューハンプシャー、ペンシルベニア、ミシシッピ、ワイオミング、ユタの5州)を含んでいない。

(注意点)

- ・ ワイン物品税には、アーカンソー、ミネソタ及びテネシー州のように容器やビンの代金も含まれている可能性がある。さらに、アラスカ、メリーランド、ミネソタ、サウスダコタ、ワシントン DC では、酒類固有の売上税(sales taxes)や卸売税率(wholesale tax rates)を含んでいる可能性がある。
- ・ なお、多くの州ではワインの種類により異なった税率を適用していること、連邦酒税と同様に) 高アルコール濃度のワインに対してはより高い税率が適用されていることに留意する。

第6 小口輸送に関する規制

以下の収集情報から判断すると、個人が日本で購入した酒類を米国に送付することは難しい模様。

(参考)

TTBによると、「個人が飲料アルコールを米国に輸入することができ、個人使用のための1回限りであれば輸入許可などが不要であるが、連邦・州・自治体の税金を払わなければならない、州や自治体やCBP（税関国境警備局）が求める要件が適用される。」となっている。

(参照 Web 情報)

飲用アルコール製品の個人輸入

(Personal Importation of Beverage Alcohol Products) (TTB) ³⁴

CBPによると、「米国郵便法により酒類の郵送は禁止されている。国際宅配便業者を通しての酒類の配送は認められているが、関税が徴収される。」となっている。

(参照 Web 情報)

個人使用のための酒類の輸入に対する要求事項

(Requirements for importing alcohol for personal use) (CBP) ³⁵

³⁴ https://www.ttb.gov/importers/personal_importation.shtml

³⁵ https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a_id/212/kw/household%20good%20alcohol/sno/1

第7 インターネット販売

直接の該当情報は入手できていない。

「米国内にサーバーと商品発送拠点を設置」すれば販売可能だろうが、個人がインターネットで日本の販売店から購入した酒類は、小口貨物で送られることになるので、インターネット輸入は困難であると考えられる。

(参考)

米国内にサーバーと商品発送拠点を設置し、米国向けに販売する場合（米国内には現地法人等を有していない）、米国内のインターネット販売において、消費者保護や公正取引等の観点から連邦取引委員会（FTC）が定めるガイダンス「Online Advertising and Marketing」に留意することが必要。ここにはインターネット広告の留意点、出荷前に知らせる事項、開示すべき情報、サーバーのセキュリティなどに関する内容が記載されている。

(参照 Web 情報)

連邦取引委員会ガイダンス「Online Advertising and Marketing」³⁶

インターネットでの広告とマーケティング：Advertising and Marketing on the Internet: Rules of the Road³⁷

³⁶

<https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/advertising-and-marketing/online-advertising-and-marketing>

³⁷

<https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/guidance/advertising-marketing-internet-rules-road>

第8 規制等による実務的な課題

米国現地（カリフォルニア州）での実務的な課題を収集し、それらの情報から、日本産酒類の輸入、販売、販路拡大等における観点から情報を整理した。

項目	今後輸出を実施する事業者の課題	既に輸出事業を行っている事業者の課題
日本産酒類の輸入における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> まず連邦に対してバイオテロ法に基づく登録・報告の実施。 次いで輸入・卸売許可の取得が必要。 その後ラベル登録を行う。ラベル登録では表示内容や表示方法に細かな規定があるため専門家との連携が重要となる。 次に州レベルでの各種小売ライセンスの取得を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令順守は当然として、米国事情に詳しく、日本産酒類の輸入に熱心な輸入業者と提携し、ターゲットの客層を定めることが必要。 酒類卸業者を通じて、扱っている日本産酒類が最大限楽しめる情報（料理、効能）を市場に逐次提供する等のマーケティング企画の立案。
販売における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 米国展開にあたっては、州毎に酒類卸業者を探さねばならないという課題がある。 州税法と州及び地方自治体ごとに異なるセールスタックスを把握し、価格構造についての体系的理解が必要。 販売する州の外から酒類を搬入する場合、当該の州の規制環境を理解することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国では清酒売上の70～80%を上位5州での占めている状況がある。このため販売を行う州においてフットワークの良い酒類卸業者を選び、契約することが重要。 新しい顧客創造も必要。既存の「日本食+清酒」の構造から脱却するプロモーション策、例えば、家飲みでの消費拡大策など。
販路拡大における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 販売を行う州においてどのカテゴリーの酒類を販売するかでライセンスの規定が異なる。 各州の輸入業者、卸売業者、レストランを含む小売業者についての情報取得と理解しやすいセールスポイント（それぞれの酒の特徴、相性の良い料理等）を各種の手段でPRできる体制づくりが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地生産品と輸入酒の市場での住み分けをどうするか、長期的なビジョンが必要となる。 日本産酒類の市場を広げるためには、業界を挙げてのPR活動が求められる。例えば、定期的な試飲会に加え、インフォメーションセンターに日本酒に関する案内（人・資料・ツアー）を常時用意する等。

第9 その他

アルコールの輸入、販売などに係る法律、機関（HP など）

1 連邦政府機関

(1) 財務省・酒類タバコ税貿易管理局（Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau : TTB）

- TTB のトップページ
<https://www.ttb.gov/index.shtml>
- TTB に関連する連邦行政規則 27CFR（TTB の HP から 27CFR へのリンク）
<https://www.ttb.gov/other/regulations.shtml>
- アルコール Q&A (Alcohol FAQs)
http://www.ttb.gov/faqs/alcohol_faqs.shtml
- 小売販売者のアルコール販売者登録について
（Retail Beverage Alcohol Dealers Registration Requirements）
<https://www.ttb.gov/nrc/retail-beverage-alcohol-dealers.shtml>

※上記以外の TTB 関連 Web 情報は本文中に適宜掲載。

(2) 米国食品医薬品局 (FDA)

- FDA のトップページ <http://www.fda.gov/>
- 連邦食品医薬品化粧品法に関する情報（FDA）
（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act (FD&C Act)）
http://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Legislation/FederalFoodDrugandCosmeticActFDCA/default.htm?utm_campaign=Google2&utm_source=fdaSearch&utm_medium=website&utm_term=Food,%20Drug%20&%20Cosmetic%20Act&utm_content=1

※上記以外の FDA 関連 Web 情報は本文中に適宜掲載。

2 連邦政府法律

(1) 米国連邦規則集 (27CFR)

- 第 27 卷 1 条（27CFR1）「蒸留酒・ワインの非工業用途、蒸留酒のバルク販売と瓶詰め」
http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=a4f6c0a34ef942132c3dc20e2e5fc517&mc=true&tpl=ecfrbrowse/Title27/27cfr1_main_02.tpl
- 第 27 卷 4 条（27CFR4）「ワインの表示と広告について」
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=8a80cf55d7a2be2b94b6f40eff57274c&node=pt27.1.4&rgn=div5>
- 第 27 卷 5 条（27CFR5）「蒸留酒の表示と広告について」
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=a473c2c3c7dedf99ef4b2c0bbcf8b9ac&node=pt27.1.5&rgn=div5>
- 第 27 卷 16 条（27CFR16）「酒類が健康に及ぼす影響の警告文」
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=e0cdfd95c86ff70e48acc5b27b7f21d&node=pt27.1.16&rgn=div5>
- 第 27 卷 31 条（27CFR31）「酒類の販売者」
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=a4f6c0a34ef942132c3dc20e2e5fc517&mc=true&node=pt27.1.31&rgn=div5>
- 第 27 卷 70.421 条（27CFR70.421）「アルコール販売者登録」
http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=b0e2ab6a95e6022a3f9340319e593e88&node=se27.2.70_1421&rgn=div8

(2) 合衆国法典 関税関連

- 第 19 卷 1202 条（19U.S.C.1202）「関税率表」 Harmonized Tariff Schedule
[http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:19%20section:1202%20edition:prelim\)%20R%20\(granuleid:USC-prelim-title19-section1202\)&f=treesort&edition=prelim&num=](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:19%20section:1202%20edition:prelim)%20R%20(granuleid:USC-prelim-title19-section1202)&f=treesort&edition=prelim&num=)

0&jumpTo=true

- 第 19 卷 58c 条 (19U. S. C. 58c) 「通関にかかる手数料」 Fees for certain customs services
<https://www.gpo.gov/fdsys/granule/USCODE-2010-title19/USCODE-2010-title19-chap1-sec58c>
- 第 19 卷 1505 条 (19U. S. C. 1505) 「関税と手数料の支払い」 Payment of duties and fees
<https://www.gpo.gov/fdsys/granule/USCODE-2011-title19/USCODE-2011-title19-chap4-subtitleIII-partIII-sec1505>
- 第 26 卷 5001 条 (26U. S. C. 5001) 「蒸留酒にかかる課税、税率等」 Imposition, rate, and attachment of tax
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title26/html/USCODE-2011-title26-subtitleE-chap51-subchapA-partI-subpartA-sec5001.htm>
- 第 26 卷 5005 条 (26U. S. C. 5005) 「蒸留酒にかかる税金支払義務者(蒸留酒)」 Persons liable for tax
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title26/html/USCODE-2011-title26-subtitleE-chap51-subchapA-partI-subpartA-sec5005.htm>
- 第 26 卷 5041 条 (26U. S. C. 5041) 「ワインにかかる課税、税率」 Imposition and rate of tax
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title26/html/USCODE-2011-title26-subtitleE-chap51-subchapA-partI-subpartC.htm>

(3) 港湾維持料

米国連邦規則集 第 19 卷 24. 24 条 (19CFR24. 24) 「港湾維持料」 Harbor maintenance fee
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title19-vol1/xml/CFR-2015-title19-vol1-sec24-24.xml>

(4) 食品衛生関連法規等

- 「米国連邦規則集第 40 卷 180 条 (40CFR180)」 残留農薬
TOLERANCES AND EXEMPTIONS FOR PESTICIDE CHEMICAL RESIDUES IN FOOD
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=c1a49cebb709becc4d97639764305082&node=pt40.24.180&rgn=div5>
- バイオテロ法 (Bioterrorism Act of 2002) (FDA) Bioterrorism Act of 2002
<http://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Legislation/ucm148797.htm>
- 食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act (FSMA)) (FDA) Full Text of the Food Safety Modernization Act (FSMA)
<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

3 各州の酒類管理担当部局 (アルファベット順)

米国ではコントロールステート (州政府が酒類販売の卸売や小売を独占している州。下表では「Control State」と標記) とオープンステート (州政府が個人や会社に輸入、卸売、小売等の免許が与えられている州) がある。

アラバマ州 (Control State)	<u>州酒類管理局(Alabama Alcoholic Beverage Control Board)</u> http://www.abcboard.state.al.us/(S(wfj4hto9jfdeuwymziqhgjd2))/default.aspx 2715 Gunter Park Drive West, Montgomery, AL 36109 Phone: 334/271-3840, Fax: 334/277-2150
アラスカ州	<u>酒類・マリファナ管理局(Alcohol & Marijuana Control Office)</u> https://www.commerce.alaska.gov/web/amco/Home.aspx The Atwood Building, 550 West 7th Ave, Suite 1600, Anchorage, AK 99501

	Phone (907) 269-0350
アリゾナ州	<u>州酒類免許・管理局(Arizona Department of Liquor Licenses and Control)</u> http://www.azliquor.gov/ 800 W. Washington, 5th Floor, Phoenix, AZ 85007 Phone: 602/542-5141, Fax: 602/542-5707
アーカンソー州	<u>酒類管理局(Alcohol Beverage Control)</u> http://www.dfa.arkansas.gov/offices/abc/Pages/default.aspx 1515 W. Seventh Street, Rm. 503, Little Rock, AR 72201 Phone: 501/ 682-1105
カリフォルニア州	<u>州酒類管理局(California Department of Alcoholic Beverage Control)</u> http://www.abc.ca.gov/ 3927 Lennane Drive, Suite 100, Sacramento, CA 95834 Phone: (916) 419-2500 <u>州査定平準局(California Board of Equalization)</u> http://www.boe.ca.gov/ 450 N Street, Sacramento, CA 94279-0073 Phone: 916/445-6464
コロラド州	<u>州歳入・酒類局(Colorado Department of Revenue-Liquor)</u> https://www.colorado.gov/pacific/enforcement/liquor 監視部(Enforcement Division) 1881 Pierce #108A, Lakewood, CO 80214-1495 Mail: 1375 Sherman Street, Denver, CO 80261 Phone: 303/205-2300, Fax: 303/205-2341
コネチカット州	<u>州消費者保護局(Connecticut Department of Consumer Protection)</u> http://www.ct.gov/dcp/site/default.asp 酒類部(Liquor Division) State Office Building, 165 Capitol Ave, Hartford, CT 06106 Phone: 860/713-6200, Fax: 860/713-7235
デラウェア州	<u>酒類管理コミッショナー事務局(Office of the Alcoholic Beverage Control Commissioner)</u> http://date.delaware.gov/OABCC/index.shtml Carvel State Office Building, 3rd Floor, 820 N. French Street, Wilmington, DE 19801 Phone: 302/577-5222, Fax: 302/577-3204
ワシントン D.C.	<u>酒類規制局(Alcoholic Beverage Regulation Administration)</u> http://abra.dc.gov/ 2000 14th Street, NW, Suite 400S, Washington, DC 20009 Phone: 202/442-4423, Fax: 202/442-9563
フロリダ州	<u>州プロフェッショナルビジネス規制局(Florida Department of Professional Business Regulations)</u> 酒類・タバコ部(Division of Alcoholic Beverages and Tobacco) http://www.myfloridalicense.com/dbpr/abt/index.html 1940 N. Monroe, Tallahassee, Florida 32399-0783 Phone: 850/488-3227, Fax: 850/922-5175

ジョージア州	<p><u>州歳入局 酒類・タバコ税部(Georgia Department of Revenue/Alcohol & Tobacco Tax Division)</u></p> <p>http://dor.georgia.gov/alcohol-tobacco 1800 Century Center Blvd., N.E. Room 4235, Atlanta, Georgia30345-3205 mailing address P.O. Box 49728, Atlanta, Georgia 30359 Phone: 877/423-6711, Fax: 404/417-4901</p>
ハワイ州	<p><u>ホノルル市&郡</u></p> <p><u>ホノルル市&郡酒類委員会(Liquor Commission City and County of Honolulu)</u></p> <p>http://www.honolulu.gov/liq/default.html Pacific Park Plaza, 711 Kapiolani Blvd, Suite 600, Honolulu, Hawaii 96813 Phone: 808/523-4458 toll-free 1-800-838-9976, FAX: 808/591-2700</p> <p><u>ハワイ郡 郡酒類管理局(Department of Liquor Control)</u></p> <p>http://www.hawaiicounty.gov/liquor-control/ 101 Aupuni Street, Suite 230, Hilo, Hawaii 96766 Phone: 808/768-7300, Fax: 808/768-7311</p> <p><u>カウアイ郡 酒類管理局(Department of Liquor Control County of Kauai)</u></p> <p>http://www.kauai.gov/Government/Boards-and-Commissions/Liquor-Control-Commission Lihue Civic Center, Mo'ikeha Building, 4444 Rice Street, Suite 120 Kauai, Hawaii 96766 Phone: 808/241-6580, Fax: 808/241-6585</p> <p><u>マウイ郡 郡酒類管理局(Department of Liquor Control)</u></p> <p>http://www.mauicounty.gov/667/Liquor-Control 2145 Kaohu Street, Room 107, Wailuku, HI 96793 Phone: 808/243-7753, Fax: 808/243-7558</p>
アイダホ州 (Control State)	<p><u>州酒類保険局(Idaho State Liquor Dispensary) (値付け、配送、選択、及び酒類小売店の配置を取り扱う)</u></p> <p>https://liquor.idaho.gov/index.html 1349 E. Beechcraft Court, Boise, ID 83716 Mailing Address: P.O. Box 179001, Boise, ID 83717-9001 Phone: (208) 947-9400, Fax: (208) 947-9401</p> <p><u>酒類管理局(Alcohol Beverage Control Bureau) (蒸留酒法を施行する)</u></p> <p>https://www.isp.idaho.gov/abc/ Idaho State Police, 700 South Stratford Drive STE 115, Meridian, ID 83642 Phone: (208) 884-7060, Fax: (208) 884-7096, Toll Free: (888) 222-1360</p>
イリノイ州	<p><u>州酒類管理委員会(Illinois Liquor Control Commission)</u></p> <p>https://www.illinois.gov/ilcc/Pages/Home.aspx 100 West Randolph Street, Suite #5-300, Chicago, IL 60601 Phone: 312/814-2206, Fax: 312/814-2241</p>
インディア	<p><u>酒類・タバコ委員会(Alcohol and Tobacco Commission)</u></p>

ナ州	http://www.in.gov/atc/ Indiana Government Ctr. South, 302 W. Washington St., Rm. E-114 Indianapolis, IN 46204 Phone: 317/232-2430, Fax: 317/233-6114
アイオア州 (Control State)	<u>州酒類部(Iowa Alcoholic Beverages Division)</u> https://abd.iowa.gov/ 1918 S.E. Hulsizer Avenue, Ankeny, IA 50021 Phone: 515/281-7400 toll-free 866-469-2223, Fax: 515/281-7385
カンサス州	<u>州歳入酒類管理局(Kansas Department of Revenue Alcohol Beverage Control)</u> http://www.ksrevenue.org/abc.html 酒類管理担当(Alcohol Beverage Control) 915 SW Harrison Street, Room 214, Topeka, KS 66625-3512 Phone: 785/296-7015 Hearing Impaired TTY 785/296-6117, Fax: 785/296-7185
ケンタッキー州	<u>州酒類管理局(Kentucky Alcoholic Beverage Control Department)</u> http://abc.ky.gov/Pages/index.aspx 1003 Twilight Trail, Suite A-2, Frankfort, Kentucky 40601 Phone: 502/564-4850, Fax: 502/564-1442
ルイジアナ州	<u>州歳入局(Louisiana Department of Revenue)</u> 酒類・タバコ管理事務所(Alcohol and Tobacco Control Office) http://www.atc.rev.state.la.us/ 8549 United Plaza Boulevard, Suite 220, Baton Rouge, Louisiana 70809 Phone: 225/925-4041, Fax: 225/925-3975
メイン州 (Control State)	<u>酒類・宝くじ事業局(Bureau of Alcoholic Beverages and Lottery Operations)</u> http://www.maine.gov/dafs/bablo/index.shtml Liquor, Beer or Wine, 8 State House Station, Augusta, ME 04333-0008 Phone: 207/624-7220, Fax: 207/287-3434
メリーランド州	<u>自動車燃料・酒類・タバコ税部(Motor-fuel, Alcohol and Tobacco Tax Unit)</u> http://taxes.marylandtaxes.com/Business_Taxes/Business_Tax_Types/default.shtml メリーランド州会計担当者(Comptroller of Maryland) 歳入管理部(Revenue Administration Division) 自動車燃料・酒類・タバコ税部(Motor-fuel, Alcohol and Tobacco Tax Unit) P.O. Box 2999, Annapolis, MD 21404-2999 Phone: 410/260-7980, Fax: 410/974-3201
マサチューセッツ州	<u>酒類管理委員会(Alcoholic Beverages Control Commission)</u> http://www.mass.gov/abcc/ 239 Causeway Street, Floor 1, Boston, MA 02114-2130 Phone: 617/727-3040, Fax: 617/727-1258
ミシガン州 (Control State)	<u>州酒類管理委員会(Michigan Liquor Control Commission)</u> http://www.michigan.gov/lara/0,4601,7-154-10570---,00.html 525 W. Allegan Street, P.O. Box 30005, Lansing, Michigan 48909-7505 Phone: 1-866-813-0011 or 1-517-284-6250, Fax: 1-517-763-0053
ミネソタ州	<u>州大衆安全局(Minnesota Department of Public Safety)</u> 酒類管理部(Liquor Control Division)

	<p>https://dps.mn.gov/divisions/age/alcohol/Pages/default.aspx 酒類・賭博・執行部(Alcohol and Gambling and Enforcement Division) 444 Cedar St., Suite 133, St. Paul, Minnesota 55101-5133 Phone: 651/201-7500, Fax: 651/297-5259 Hearing Impaired TTY 651/282-6555</p>
ミシシッピ州 (Control State)	<p><u>酒類管理事務所(Alcoholic Beverage Control Office)</u> http://www.dor.ms.gov/Pages/default.aspx P.O. Box 540, Madison, Mississippi 39110-0540 Phone: 601/856-1301, Fax: 601/856-1390</p>
ミズリー州	<p><u>酒類・タバコ管理部(Division of Alcohol and Tobacco Control)</u> http://atc.dps.mo.gov/ P.O. Box 837, Jefferson City, Missouri 65102-0837 Phone: 573/751-2333, Fax: 573/526-4540</p>
モンタナ州 (Control State)	<p><u>州酒類免許局(Montana Liquor License Bureau)</u> http://revenue.mt.gov/home/liquor/alcoholbeverage_licenses 125 North Roberts, Helena, Montana 59620 Phone: 406/444-0700 and 406/444-6900, Fax: 406/444-0750</p>
ネブラスカ州	<p><u>州酒類管理委員会(Nebraska Liquor Control Commission)</u> https://lcc.nebraska.gov/ 301 Centennial Mall South, P.O. Box 95046, Lincoln, Nebraska 68509-5046 Phone: 402/471-2571, Fax: 402/471-2814</p>
ネバダ州	<p><u>州タバコ局(Nevada Department of Taxation)</u> https://tax.nv.gov/ (すべての酒類の許可は、個別の郡ごとに規制されている)</p> <p><u>カーソン市(Carson City)</u> 1550 College Parkway Suite 115, Carson City, NV 89706 Call Center: 1-866-962-3707 , Phone: 775/684-2000, Fax: 775/684-2020</p> <p><u>レノ郡</u> 4600 Kietzke Lane, Building 0, Room 263, Reno, NV 89502 Phone: 775/688-1295, Fax: 775/688-1303</p> <p><u>ラスベガス郡</u> Grant Sawyer Office Building, 555 E. Washington Ave Suite 1300, Las Vegas, Nevada 89101 Phone: 702/486-2300, Fax: 702/486-2372</p> <p><u>ヘンダーソン郡</u> 2550 Paseo Verde Parkway, Suite 180, Henderson, NV 89074 Phone: 702/486-2300, Fax: 702/486-3377</p>
ニューハンプシャー州 (Control State)	<p><u>州酒類委員会(New Hampshire State Liquor Commission)</u> http://www.nh.gov/liquor/index.shtml Robert J. Hart Building, Storrs Street, P.O. Box 503, Concord, New Hampshire 03302-0503 Phone: 603/271-3134, Fax: 603/271-1107</p>
ニュージャージー州	<p><u>州法規及び公衆安全局(New Jersey Department of Law and Public Safety)</u> 酒類管理部(Division of Alcoholic Beverage Control)</p>

	<p>http://www.state.nj.us/lps/abc/index.html 140 East Front Street, P.O. Box 087, Trenton, New Jersey 08625-0087 Phone: 609/984-2830, Fax: 609/633-6078</p>
ニューメキシコ州	<p><u>州規制&免許局(New Mexico Regulation & Licensing Department)</u> http://www.rld.state.nm.us/alcoholandgaming/ 酒類・賭博部(Alcohol and Gaming Division) Toney Anaya Building, 2550 Cerrillos Road, Second Floor, Santa Fe, New Mexico 87505 Phone: 505/476-4875, Fax: 505/476-4595</p> <p><u>州公衆安全局(New Mexico Department of Public Safety)</u> http://www.dps.state.nm.us/ 特捜部(Special Investigations Division) 6301 Indian School NE, Suite 310, Albuquerque NM 87110 Main Office (505) 841-8053, Fax: (505) 841-8062</p>
ニューヨーク州	<p><u>州酒類局(New York State Liquor Authority)</u> 酒類管理部(Division of Alcoholic Beverage Control) https://www.sla.ny.gov/</p> <p><u>ゾーン1 州酒類局(State Liquor Authority)</u> 317 Lenox Ave., 4th Floor, New York, NY 10027 Phone: (518) 474-3114</p> <p><u>ゾーン2 州酒類局(State Liquor Authority)</u> 80 S. Swan St., Suite 900, Albany, NY 12210-8002 Phone: (518) 474-3114</p> <p><u>シラキューズ地区</u> 州酒類局(State Liquor Authority) 80 S. Swan Street, Suite 900, Albany, NY 12210-8002 Phone: (518) 474-3114</p> <p><u>ゾーン3 州酒類局(State Liquor Authority)</u> 535 Washington St., Suite 303, Buffalo, NY 14203 Phone: (518) 474-3114</p>
ノースカロライナ州 (Control State)	<p><u>州酒類管理委員会(North Carolina Alcoholic Beverage Control Commission)</u> http://abc.nc.gov/ 400 East Tryon Road, Raleigh, North Carolina 27610-5632 Phone: 919/779-0700, Fax: 919/662-3583</p>
ノースダコタ州	<p><u>州税コミッショナー事務所(North Dakota Office of the State Tax Commissioner)</u> http://www.nd.gov/tax/ 酒税課(Alcohol Tax Section) 600 East Boulevard Avenue, Bismarck, North Dakota 58505-0599 Phone: 701/328-7088, Fax: 701/328-3700</p>
オハイオ州 (Control State)	<p><u>州商務局(Ohio Department of Commerce)</u> http://com.ohio.gov/ 酒類管理部(Division Of Liquor Control)</p>

	<p>http://com.ohio.gov/liqr/ 6606 Tussing Road, Reynoldsburg, Ohio 43068-9005 Phone: 614/644-2411, Fax: 614/644-2513</p>
オクラホマ州	<p><u>酒類法執行委員会(Alcoholic Beverage Law Enforcement Commission (ABLE))</u> https://www.ok.gov/able/ 3812 N. Santa Fe, Suite 200, Oklahoma City, Oklahoma 73118 Phone: 405/521-3484, Fax: 405/521-6578</p> <p>以下も参照: <u>州税金委員会(The Oklahoma Tax Commission)</u> https://www.ok.gov/tax/ 2501 N. Lincoln Blvd., Oklahoma City, Oklahoma 73194-0004 Phone: (405) 521-3242</p>
オレゴン州 (Control State)	<p><u>州酒類管理委員会(Oregon Liquor Control Commission)</u> http://www.oregon.gov/OLCC/Pages/index.aspx 9079 S. E. McLoughlin Blvd, Milwaukie, Oregon 97222 Phone: 503/872-5000 or toll free: 1-800-452-6522 Licensing: 503/872-5124</p>
ペンシルバニア州 (Control State)	<p><u>州酒類管理局(Pennsylvania Liquor Control Board)</u> http://www.lcb.pa.gov/Pages/default.aspx Northwest Office Building, Harrisburg, Pennsylvania 17124-0001 Phone: 717/783-9454, Fax: 717/787-8820</p>
ロードアイランド州	<p><u>業務用免許と規則部(Division of Commercial Licensing and Regulation)</u> 酒類の執行と順守担当(Liquor Enforcement and Compliance) http://www.dbr.ri.gov/divisions/commlicensing/liquor.php 233 Richmond Street, Suite #200, Providence, Rhode Island 02903-4213 Phone: 401/222-2562</p> <p><u>業務用免許と規則部(DIVISION OF COMMERCIAL LICENSING AND REGULATION)</u> 233 Richmond Street, Suite 230, Providence, RI 02903 Phone: (401) 462-9506, Fax: (401) 462-9645</p>
サウスカロライナ州	<p><u>州歳入&課税局(South Carolina Department of Revenue & Taxation)</u> https://dor.sc.gov/ 酒類免許課(Alcohol Beverage Licensing Section) 301 Gervais St., P.O. Box 125, Columbia, South Carolina 29214-0137 Beverage Alcohol Licensing - 803/898-5864</p>
テネシー州	<p><u>州酒類委員会(Tennessee Alcoholic Beverage Commission)</u> http://www.tn.gov/abc/ 226 Capitol Blvd. Building, Room 600, Nashville, TN 37219-0755 Phone: 615/741-1602, Fax: 615/741-0847</p>
テキサス州	<p><u>州酒類委員会(Texas Alcoholic Beverage Commission)</u> 5806 Mesa Dr., P.O. Box 13127, Capitol Station, Austin, Texas 78711-3127 Phone: 512/206-3333, Fax: 512/206-3449</p>
ユタ州	<p><u>州酒類管理局(Utah Department of Alcoholic Beverage Control)</u></p>

(Control State)	https://abc.utah.gov/ 1625 South 900 West, Salt Lake City, Utah 84130 Phone 801/977-6800, Fax 801/977-6888
バーモント州 (Control State)	<u>州酒類管理局 (Vermont Department of Liquor Control)</u> http://liquorcontrol.vermont.gov/ Green Mountain Drive, Drawer 20, Montpelier, Vermont 05620-4501 Phone: 802/828-2345, Fax: 802/828-2803
バージニア州 (Control State)	<u>州酒類管理局 (Virginia Department of Alcoholic Beverage Control)</u> https://www.abc.virginia.gov/ VA ABC's main office: 2901 Hermitage Road, Richmond, VA 23220 VA ABC's mailing address: P. O. Box 27491, Richmond, Virginia 23261 Phone: 804/213-4413, Fax: 804/213-4415
ワシントン州 (Control State)	<u>州業務用免許サービス (Washington Business License Services)</u> http://bls.dor.wa.gov/licensing.aspx 免許局 (Department of Licensing) P. O. Box 9034, Olympia, Washington 98504-3075 Phone: 360/586-2784, Licensing: 360/586-6700, Fax: 360/586-1596 <u>州酒類管理局 (Washington State Liquor Control Board)</u> http://lcb.wa.gov/ 3000 Pacific Avenue, P. O. Box 3098, Olympia, Washington 98504-3098 Phone: 360-664-1600
ウエストバージニア州 (Control State)	<u>州酒類管理委員会 (West Virginia Alcohol Beverage Control Commission)</u> http://www.abca.wv.gov/Pages/default.aspx 執行&免許部 (Enforcement & Licensing Division) 322 70th St. S.E., Charleston, West Virginia 25304-2900 Phone: 304/558-2481 toll free 800-642-8208, Fax: 304/558-0081
ウィスコンシン州	<u>州酒類・タバコ執行/歳入局</u> (Wisconsin Alcohol & Tobacco Enforcement/Department of Revenue) https://www.revenue.wi.gov/Pages/Businesses/Liquor.aspx 2135 Rimrock Road, Madison, Wisconsin 53713 Phone: 608/266-2776, Fax: 608/261-6240
ワイオミング州 (Control State)	<u>州酒類委員会 (Wyoming Liquor Commission)</u> http://eliquor.wyoming.gov/ 1520 East 5th Street, Cheyenne, Wyoming 82002 Phone: 307/777-7231, Fax: 307/777-5872

(出所) 各州の酒類管理担当部署へのリンク集 (TTB)

<https://www.ttb.gov/wine/state-ABC.shtml>